

奈良市公報

第 3 6 0 号

(平成30年7月後半分)

平成30年8月16日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長
製作 株式会社春日

目次

告 示

- 道路の位置指定……………1
 - 介護保険法の規定による指定地域密着型サービス事業者等の指定……………1
 - 狂犬病予防法の規定による飼育者不明の犬の収容……………2
 - 差押調書の公示送達……………2
 - 開発行為に関する工事の完了……………2
 - 放置自転車等の保管……………2
 - 平成28年奈良市告示第343号（道路の位置指定）の一部改正……………3
 - 兼用工作物の管理……………3
 - 生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出……………3
 - 生活保護法の規定による医療機関の指定……………3
 - 生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出……………3
 - 生活保護法の規定による医療機関の指定……………4
 - 道路の区域決定……………4
 - 道路の供用開始……………4
 - 放置自転車等の保管……………4
 - 介護保険法の規定による指定地域密着型サービス事業者等の指定……………4
 - 身体障害者福祉法に規定する医師の指定……………4
 - 奈良市移動等円滑化推進補助金交付要綱……………5
 - 開発行為に関する工事の完了……………7
 - 放置自転車等の保管……………7
 - 開発行為に関する工事の完了……………7
 - 奈良市介護予防・生活支援サービス事業実施要綱の一部を改正する告示……………7
 - 生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の休止の届出……………8
 - 生活保護法の規定による施術者の指定……………8
 - 生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届出（2件）……………8
 - 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の廃止……………8
- 教育委員会**
- 定例教育委員会の開催……………9
 - 臨時教育委員会の開催……………9
- 選挙管理委員会**
- 奈良市議会議員選挙における各候補者の選挙運動に関する

る収支報告書の修正の要旨……………9

農 業 委 員 会

○合同総会の招集……………11

告 示

奈良市告示第436号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成30年7月17日

奈良市長 仲川元庸

申請者住所	大阪市北区大淀中一丁目1番30号
申請者氏名	積和不動産関西 株式会社 代表取締役 松吉 三郎
道路の位置	奈良市秋篠早月町239番1及び240番3の各一部
道路の幅員	最大5.00m 最小5.00m
道路の延長	34.33m
指定年月日	平成30年7月17日
指定番号	第H3001号

(平成30年7月17日揭示済)

奈良市告示第437号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項及び第54条の2第1項の規定により、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者を指定しましたので、同法第78条の11第1号及び第115条の20第1号の規定により公示します。

平成30年7月17日

奈良市長 仲川元庸

事業所番号	事業所		事業者		指定年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	
2990100584	奈良市三条栄町10番5号	ニチイケアセンター奈良	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	株式会社 ニチイ学館	平成30年7月15日

(平成30年7月17日揭示済)

奈良市告示第438号

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項の規定により、下記のとおり飼育者不明の犬を収容しましたので、同法第6条第8項の規定により公示します。

平成30年7月18日

奈良市長 仲川元庸

収容日時：平成30年7月12日 11時00分

場所：針町

種類：チワワ

毛色：うす茶・白

性別：メス

推定年齢：8才

体格：小

備考：

(平成30年7月18日揭示済)

奈良市告示第439号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく差押調書（謄本）については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成30年7月18日

奈良市長 仲川元庸

1 送達をすべき文書

差押調書（謄本）

2 送達を受けるべき者

住所 大阪府大阪市西区新町3丁目9-3

氏名 株式会社 オフト

(平成30年7月18日揭示済)

奈良市告示第440号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成30年7月19日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

平成30年6月20日 奈良市指令整開 第18A-10号

2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成30年7月19日 第1643号
公共施設 平成30年7月19日 第2070号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市三条添川町229番1

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市三条町544番地

福村 常敬

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市三条添川町229番1の一部

(平成30年7月19日揭示済)

奈良市告示第441号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成30年7月19日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成30年7月19日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市大安寺西二丁目288番地の1

奈良市自転車等保管施設

5 引取期間

告示日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先 奈良市市民生活部 交通政策課
電話0742-34-1111代表
(平成30年 7月19日揭示済)

奈良市告示第442号

平成28年奈良市告示第343号の一部を次のとおり変更し、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告する。

平成30年 7月20日

奈良市長 仲川元庸

指定年月日の項中「平成28年 5月24日」を「平成28年 5月23日」に改める。

(平成30年 7月20日揭示済)

奈良市告示第443号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の10第1項及び第12条の6並びに道路法（昭和27年法律第180号）第20条第1項及び第55条第1項の規定に基づき、疋田町第3号街区公園と市道中部第1333号線が相互に効用を兼ねる施設（以下「兼用工作物」という。）の管理に関し次のように定め、都市公園法第5条の10第2項及び道路法第20条第6項の規定により公告する。

平成30年 7月20日

奈良市長 仲川元庸

- 1 兼用工作物の位置
兼用工作物の位置は、別図のとおりとする。
- 2 兼用工作物の管理等

- (1) 兼用工作物の新設、改築、維持及び修繕は、道路管理者が行う。
- (2) 公園管理者は、兼用工作物の機能及び維持管理に支障がないよう、隣接する公園施設を維持管理するものとする。
- (3) 兼用工作物の管理は、都市公園法第5条の11の規定に基づき、道路管理者が公園管理者に代わってその権限を行うものとする。

3 管理の期間

平成30年 6月28日から兼用工作物が都市公園又は道路の効用を廃止されるまで

4 その他

- (1) 第2項各号の場合において、道路管理者及び公園管理者は、その都度必要な協議を行うものとする。
- (2) 前各項に定めのない事項又は前各項の定め疑義が生じたときは、その都度道路管理者及び公園管理者が協議して定める。

(平成30年 7月20日揭示済)

奈良市告示第444号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成30年 7月23日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
ふくしま眼科	奈良県奈良市西大寺東町二丁目4番1号 ならファミリー3F	平成30年 5月31日
一般社団法人 奈良市薬剤師会 会営病院前薬局	奈良県奈良市平松一丁目32番17-2号	平成30年 5月15日

(平成30年 7月23日揭示済)

り医療機関を指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成30年 7月23日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第445号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定によ

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
ふくしま眼科	奈良県奈良市西大寺東町二丁目4番1号 ならファミリー3F	平成30年 6月1日

(平成30年 7月23日揭示済)

したので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成30年 7月23日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第446号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありま

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
なかがわ呼吸器科アレルギー科医院	奈良県奈良市朱雀五丁目3番地の8	平成30年 5月31日

(平成30年 7月23日揭示済)

<p>奈良市告示第447号 生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の3の規定に</p>		<p>より告示します。 平成30年7月23日 奈良市長 仲川元庸</p>																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>医療機関の名称</th> <th>医療機関の所在地</th> <th>指定年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>なかがわ呼吸器科アレルギー科医院</td> <td>奈良県奈良市朱雀五丁目3番地の8</td> <td>平成30年6月1日</td> </tr> </tbody> </table>		医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日	なかがわ呼吸器科アレルギー科医院	奈良県奈良市朱雀五丁目3番地の8	平成30年6月1日												
医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日																	
なかがわ呼吸器科アレルギー科医院	奈良県奈良市朱雀五丁目3番地の8	平成30年6月1日																	
<p>(平成30年7月23日揭示済)</p>		<p>その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供します。 平成30年7月24日 奈良市長 仲川元庸</p>																	
<p>奈良市告示第448号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を決定します。</p>																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>路線名</th> <th>区</th> <th>間</th> <th>延長 (m) 幅員 (m)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中部第1511号線</td> <td>奈良市青野町55番地先から</td> <td>奈良市青野町56番1地先まで</td> <td>L = 45.0 W = 16.0</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		路線名	区	間	延長 (m) 幅員 (m)	備考	中部第1511号線	奈良市青野町55番地先から	奈良市青野町56番1地先まで	L = 45.0 W = 16.0									
路線名	区	間	延長 (m) 幅員 (m)	備考															
中部第1511号線	奈良市青野町55番地先から	奈良市青野町56番1地先まで	L = 45.0 W = 16.0																
<p>(平成30年7月24日揭示済)</p>		<p>その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供します。 平成30年7月24日 奈良市長 仲川元庸</p>																	
<p>奈良市告示第449号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始します。</p>																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>路線名</th> <th>区</th> <th>間</th> <th>延長 (m) 幅員 (m)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中部第1511号線</td> <td>奈良市青野町55番地先から</td> <td>奈良市青野町56番1地先まで</td> <td>L = 45.0 W = 16.0</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		路線名	区	間	延長 (m) 幅員 (m)	備考	中部第1511号線	奈良市青野町55番地先から	奈良市青野町56番1地先まで	L = 45.0 W = 16.0									
路線名	区	間	延長 (m) 幅員 (m)	備考															
中部第1511号線	奈良市青野町55番地先から	奈良市青野町56番1地先まで	L = 45.0 W = 16.0																
<p>(平成30年7月24日揭示済)</p>		<p>近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域 以下省略 (平成30年7月24日揭示済)</p>																	
<p>奈良市告示第450号 奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。 平成30年7月24日 奈良市長 仲川元庸</p>																			
<p>1 移動理由 自転車等放置禁止区域に放置されていたため。</p> <p>2 移動年月日 平成30年7月24日</p> <p>3 移動対象区域</p>		<p>奈良市告示第451号 介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項及び第54条の2第1項の規定により、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者を指定しましたので、同法第78条の11及び第115条の20の規定により公示します。 平成30年7月25日 奈良市長 仲川元庸</p>																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業所番号</th> <th colspan="2">事業所</th> <th colspan="2">事業者</th> <th rowspan="2">指定年月日</th> </tr> <tr> <th>所在地</th> <th>名称</th> <th>主たる事務所の所在地</th> <th>名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2671400261</td> <td>京都府木津川市梅美台二丁目1-1</td> <td>エバホーム</td> <td>大阪府大阪市西区境川一丁目1番15号</td> <td>株式会社エバカラー</td> <td>平成30年7月24日</td> </tr> </tbody> </table>		事業所番号	事業所		事業者		指定年月日	所在地	名称	主たる事務所の所在地	名称	2671400261	京都府木津川市梅美台二丁目1-1	エバホーム	大阪府大阪市西区境川一丁目1番15号	株式会社エバカラー	平成30年7月24日		
事業所番号	事業所		事業者		指定年月日														
	所在地	名称	主たる事務所の所在地	名称															
2671400261	京都府木津川市梅美台二丁目1-1	エバホーム	大阪府大阪市西区境川一丁目1番15号	株式会社エバカラー	平成30年7月24日														
<p>(平成30年7月25日揭示済)</p>		<p>平成30年7月25日 奈良市長 仲川元庸</p>																	
<p>奈良市告示第452号 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第3条の規定により告示します。</p>																			

指定日	医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目 (障害名)
平成30年 7月20日	長阪 重雄	医療法人新生会 総合病院 高の原中央病院	奈良市右京一丁目 3番地の3	心臓血管外科 (心臓機能障害)

(平成30年7月25日掲示済)

奈良市告示第453号

奈良市移動等円滑化推進補助金交付要綱を次のように定める。

平成30年7月26日

奈良市長 仲川 元 庸

奈良市移動等円滑化推進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 高齢者、障害者等の外出、移動又は施設等の利用における身体への負担を軽減するため、本市で事業を行う者及び自治会等が講じる移動円滑化に対する措置について、奈良市移動等円滑化推進補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付するものとし、その交付については、奈良市補助金等交付規則（昭和59年奈良市規則第23号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「簡易スロープ」とは、段差の解消により高齢者、障害者等の外出、移動又は施設等の利用における身体への負担を軽減するものであって、取付けに際し工事を伴わないものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 市内に事業所を置き、商業その他の事業を行う者（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第2条第3号に規定する行政機関等を除く。）

イ 市内の自治会その他これに類する団体

ウ その他市長が特に必要と認める者

(2) 市税の滞納がない者であること。

(3) 暴力団等（奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団等をいう。）に該当しない者であること。

2 前項の規定にかかわらず、同一年度内において既に補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けることができない。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、簡易スロープの購入に要する経費（消費税及び地方消費税を除く。）とする。ただし、国、県その他各種団体が実施する補助制度を利用する場合は、補助対象経費としない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額に2分の1を乗

じて得た額（50,000円を限度とし、その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 購入を予定する簡易スロープに係る見積書

(2) 前号の簡易スロープに係る仕様書、カタログ等資料

(3) 市税納付状況調査兼暴力団等の排除に関する同意書（別記第1号様式）

(4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査するとともに、必要に応じて調査を行い、交付を決定したときは、規則第7条第1項に規定する補助金等交付決定通知書により申請者に通知をするものとする。

(交付の条件)

第8条 市長は、補助金の交付について、規則第6条第1項に定めるもののほか、当該補助金の交付を受ける簡易スロープについて、次の条件を付するものとする。

(1) 主たる使用の場所は、本市内とすること。

(2) 広く公共の用に供すること。

(実績報告)

第9条 補助金の交付決定を受けた者は、簡易スロープの購入が完了したときは、規則第14条に規定する補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて、同条に規定する期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 購入した簡易スロープに係る領収書の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

(処分の制限)

第10条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けた日から8年を経過する前において、当該補助金の交付を受けた簡易スロープを処分しようとするときは、あらかじめ、財産処分承認申請書（別記第2号様式）を市長に提出し、かつ、その承認を得なければならない。

(関係書類の保管)

第11条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付に係る収支等を明らかにした帳簿等を備え、かつ、当該収支等についての証拠書類を整理し、簡易スロープを購入した日の属する年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年7月26日から施行する。

別記

第1号様式 (第6条関係)

市税納付状況調査兼暴力団等の排除に関する同意書

奈良市移動等円滑化推進補助金の交付に係る申請に当たり、私又は私が代表を務める団体の市税の納入状況について、申請の審査のために必要な限度において、調査されることに同意します。

また、奈良市暴力団排除条例の趣旨に基づき、奈良市移動等円滑化推進補助金交付要綱第3条第1項第3号に該当するか否かの確認について、奈良警察署に対して照会が行われる場合があることに同意します。

年 月 日

(宛先) 奈良市長

申請者
住所又は所在地
氏名又は団体名
及び代表者名

㊦

第2号様式 (第10条関係)

財産処分承認申請書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

申請者
住所又は所在地
氏名又は団体名
及び代表者名

㊦

奈良市移動等円滑化推進補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり財産処分の承認を申請します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	奈良市指令 第 号
処分の方法	該当する項目を○で囲んで下さい。 売却・譲渡・交換・貸与・担保・廃棄 その他 ()		
処分の時期	(年 月 日から 年 月 日まで)		
処分の理由			
処分の条件			

(平成30年7月26日揭示済)

奈良市告示第454号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成30年7月26日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成30年6月11日 奈良市指令整開 第18A-4号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成30年7月26日 第1644号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市西大寺新池町1723番1の一部及び1723番4
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
檀原市山之坊町557番地
有限会社 大通口ビル 代表取締役 岡澤 千恵子
(平成30年7月26日揭示済)

奈良市告示第455号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成30年7月26日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成30年7月26日
- 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺、近鉄高の原駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成30年7月26日揭示済)

奈良市告示第456号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成30年7月27日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成30年1月11日 奈良市指令整開 第17A-43号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成30年7月27日 第1645号
公共施設 平成30年7月27日 第796号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市田中町605番1、606番1及び606番2

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良県天理市中之庄町532番1

社会福祉法人 大和清寿会 理事長 鉄村 俊夫

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市田中町605番1、606番1及び606番2の各一部

(平成30年7月27日揭示済)

奈良市告示第457号

奈良市介護予防・生活支援サービス事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成30年7月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市介護予防・生活支援サービス事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市介護予防・生活支援サービス事業実施要綱(平成29年奈良市告示第62号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「第59条の2」を「第59条の2第1項」に改め、同項の次に次の1項を加える。

3 利用者の所得の額が法第59条の2第2項に規定する額以上である場合において、第1項第1号の規定を適用するときは、同号中「100分の90」とあるのは、「100分の70」とする。

別表の1の表備考第3項を次のように改める。

3 介護予防訪問介護相当サービス、訪問型サービスA及び介護予防通所介護相当サービスに要する費用の算定については、この表に定めるもののほか、地域支援事業実施要綱(平成18年6月9日付老発0609001号厚生労働省老健局長通知)の例による。ただし、訪問型サービスAにおいては、生活機能向上連携加算は、算定しない。

附 則

(施行期日)

1 この告示中第6条第2項の改正規定及び同項の次に1項を加える改正規定は平成30年8月1日から、別表の1の表の改正規定は同年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の奈良市介護予防・生活支援サービス事業実施要綱(次項において「新要綱」という。)第6条の規定は、平成30年8月1日以後に実施された第1号事業から適用し、同日前に実施された第1号事業に要する費用の算定については、なお従前の例による。

3 新要綱別表の1の表の規定は、平成30年10月1日以後に実施された第1号事業から適用し、同日前に実施された第1号事業に要する費用の算定については、なお従前の例による。

(平成30年7月31日揭示済)

奈良市告示第458号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を休止した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示し

ます。

平成30年7月31日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	休止年月日
医療法人 森川内科医院	奈良県奈良市登美ヶ丘一丁目2番16号	平成30年6月11日

(平成30年7月31日揭示済)

定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成30年7月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第459号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
田口 浩志		はり・きゅう	平成30年6月1日
からだ元気治療院 奈良店	奈良県奈良市法華寺町126番地の1 岩本西ビル101号		

(平成30年7月31日揭示済)

を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成30年7月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第460号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業

指定施術者の氏名		廃止した施術の種類	廃止年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
吉澤 浩志		柔道整復	平成30年5月1日
日向整骨院	奈良県奈良市恋の窪三丁目8番1-2号		

(平成30年7月31日揭示済)

を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成30年7月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第461号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業

指定施術者の氏名		廃止した施術の種類	廃止年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
西崎 良郎		柔道整復	平成30年6月30日
西崎接骨院	奈良県奈良市六条三丁目3番14号		

(平成30年7月31日揭示済)

者及び指定地域密着型サービス事業者より廃止の届出がありましたので、同法第78条第2号及び第78条の11第2号の規定により公示します。

平成30年7月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第462号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第78条の5第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業

【地域密着型通所介護】

事業所番号	事業所		事業者			廃止年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	法人番号	
2990100469	奈良市法蓮町40番地の7	茶話本舗アイサービス法蓮亭	東京都台東区浅草橋二丁目2番10号	株式会社日本介護福祉グループ	9010601033075	平成30年7月31日

【訪問介護】

事業所番号	事業所		事業者			廃止年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	法人番号	
2970102981	奈良市佐保台二丁目902番地の241	ライフアートコミュニティ佐保の里	奈良市佐保台二丁目902番地の241	株式会社ライフアートコミュニティ	6150001004608	平成30年7月31日

(平成30年7月31日揭示済)

教育委員会

奈良市教育委員会告示第15号

平成30年7月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

平成30年7月18日

奈良市教育委員会

教育長 中室雄俊

1 日時

平成30年7月24日（火）

午後1時30分から

2 場所

奈良市役所 北棟6階 第22会議室

3 会議に付すべき事案

教育長報告

- (1) 市長専決処分の報告について
- (2) 奈良市学校結核対策委員会委員の委嘱について
- (3) 奈良市放課後児童健全育成事業施設昼食提供事業実施要綱の一部改正について
- (4) 奈良市地域教育推進事業 第8回「交流の集い」の開催について

議事

議案第17号 奈良市立図書館協議会委員の解任及び任命について

議案第18号 奈良市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について

議案第19号 奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の一部改正について

議案第20号 奈良市立学校設置条例の一部改正について

傍聴受付は、開催日の午後0時30分から午後1時20分まで、教育総務課にて行います。定員は5名で、定員に限り次第締切させていただきます。

(平成30年7月18日揭示済)

奈良市教育委員会告示第16号

平成30年8月臨時教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

平成30年7月18日

奈良市教育委員会

教育長 中室雄俊

1 日時

平成30年8月2日（木）

午後1時から

2 場所

奈良市役所 中央棟6階 正庁

3 会議に付すべき事案

議事

議案第21号 平成31年度使用奈良市立小学校教科用図書
の採択について

議案第22号 平成31年度使用奈良市立中学校「特別の教科 道徳」教科用図書の採択について

議案第23号 平成31年度使用奈良市立高等学校教科用図書の採択について

傍聴受付は、開催日の午後0時から午後0時50分までです。

受付場所は、奈良市役所 中央棟6階 エレベーターホールにて行います。

定員は100名で、定員を超える場合は抽選を行います。

(平成30年7月18日揭示済)

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第15号

平成29年7月9日執行の奈良市議会議員選挙における候補者の出納責任者から提出のあった選挙運動に関する収入及び支出の報告書に修正がありましたので、要旨を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により、次のとおり公表します。

平成30年7月17日

奈良市選挙管理委員会

委員長 西久保武志

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 平成29年7月9日執行

奈良市議会議員選挙

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

6,132,500円

3 報告書の要旨 別紙のとおり

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨
選挙の種類 奈良市議会議員選挙
公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)
6,132,500円

候補者氏名	林 政行	所属党派	無所属	5月26日から	第1回分
出納責任者氏名	林 政行			7月22日まで	

候補者氏名	林 政行	所属党派	無所属	7月28日から	第2回分
出納責任者氏名	林 政行			8月8日まで	

収入		支出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業) (寄附額) 円	人件費	円
		家屋費	135,000
		選挙事務所費	107,485
		集会会場費	107,485
		通信費	728
		交通費	9,820
		印刷費	655,128
		広告費	431,438
		文具費	
		食糧費	146,726
		休泊費	
		雑費	53,418
その他の寄附			
その他の収入	2,000,000		
今回計	2,000,000	今回計	1,539,743
前回計	0	前回計	0
総計	2,000,000	総計	1,539,743

収入		支出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業) (寄附額) 円	人件費	円
		家屋費	0
		選挙事務所費	
		集会会場費	
		通信費	3,394
		交通費	
		印刷費	
		広告費	
		文具費	
		食糧費	
		休泊費	
		雑費	162,196
その他の寄附			
その他の収入			
今回計	0	今回計	165,590
前回計	2,000,000	前回計	1,539,743
総計	2,000,000	総計	1,705,333

項目	金額
支出のうち公費負担相当額	円
ピラの作成	555,390円
ポスターの作成	555,390円
計	555,390円

項目	金額
支出のうち公費負担相当額	円
ピラの作成	555,390円
ポスターの作成	555,390円
計	555,390円

報告書受理年月日 平成29年7月24日 第1回報告分

報告書受理年月日 平成29年8月10日 第2回報告分

(平成30年7月17日揭示済)

農業委員会

奈良市農業委員会告示第11号

平成30年7月奈良市農業委員会合同総会を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会総会会議規則（昭和32年奈良市農業委員会告示第3号）第2条第1項の規定により告示します。

平成30年7月20日

奈良市農業委員会長 巽 一 孝

1 日時

平成30年7月27日（金） 午後3時

2 場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟6階 第22会議室

3 審議案件

- (1) 農地等の利用の最適化の推進に関する意見書について
- (2) 農地利用状況調査の実施及び非農地判断について
- (3) 農地利用最適化推進委員長及び同副委員長の任命について
- (4) 農地利用最適化交付金について

(平成30年7月20日揭示済)